

当院ご利用の皆様へ

当院では勤務する医療従事者の負担の軽減と処遇の改善に取り組んでおります。

当院ご利用の皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

令和7年度 医師の負担の軽減及び処遇の改善に対する計画

作成：令和7年4月（修正：令和 年 月）

計画項目	取り組み内容	目標及び達成への具体的な手法・行動	達成年次	
ア.医師と多職種との業務分担				
看護部	初診時の予診の実施	看護職員が受付後に問診票による問診を行います。	すべての患者さんを対象に実施いたします（整形外科除く）。	令和7年度
	静脈採血等の実施	看護職員が静脈採血を行います。	すべての患者さんを対象に実施いたします。	令和7年度
	検査手順の説明の実施	看護職員が検査の前に手順等の説明を行います。	該当患者さん全てに実施いたします。	令和7年度
	入院の説明の実施	外来、入院病棟の看護職員が入院前若しくは入院時に説明を行います。	すべての入院患者さんを対象に実施いたします。	令和7年度
	病状説明等の日程調整	外来、入院病棟の看護職員及び看護補助者が医師の病状説明の日程について調整を行います。	調整が必要な患者さんを対象に実施いたします。	令和7年度
薬剤室	服薬指導	薬剤師が服薬指導を通じて把握した内容は、必要に応じて医師や他スタッフへ情報提供を行います。	服薬指導の内容は電子カルテに記載し、情報の共有を図ります。退院時には必要に応じて家族や施設職員を含めて服薬指導を行います。	令和7年度
	持参薬の管理	薬剤師が持参薬に関する業務は全て責任を持って行います。（持参薬調べ、指示受け、調剤、監査、払出、持参切れへの対応、持参薬の保管・返却）	持参薬調べを効率よく行い、持参薬の内容を正確・迅速に医師に伝えます。加えて患者さんの腎機能等もチェックしながら服薬計画の提案を行います。	令和7年度
	退院時の残薬調整	薬剤師が退院の患者さんの退院時処方内容を監査して日数の調整を行います。必要に応じて一包装調剤を行います。	持参薬が残っている場合は残薬調整を行ったり、退院後も中止となる薬に関しては飲み間違えがないように様々な工夫を施し、患者さんに持参薬を返却、もしくは同意の上で廃棄いたします。	令和7年度
	抗がん剤の処方監査・調剤・ミキシング	施行できる化学療法レジメン（治療計画）は、事前に登録されたものに限定します。登録レジメンは薬剤室で管理し、個人で修正できないものとしております。	注射による抗がん剤を投与する全ての入院患者さんに対して、薬剤師が抗がん剤の処方監査・調剤・ミキシング（薬剤の混合）を実施します。また、登録レジメンは電子カルテを活用し情報共有を図ります。	令和7年度
	入院患者さんの薬学的管理（薬剤の投与量・流量計算、投与方法、相互作用、重複投与、配合変化、配合禁忌等の確認）、疑義照会、処方提案	薬剤師が入院患者さんの薬学的管理を行い、疑義がある場合は医師へ積極的に疑義照会を行います。また、薬剤選択やその投与量、投与期間等について必要に応じて処方提案を行います。	安全な投薬治療が行えるように積極的に疑義照会や処方提案を行います。	令和7年度
	医師に対して、薬剤特性を踏まえた血中濃度測定や検査のオーダー提案	血液中の薬剤濃度測定が必要な薬剤を投与している患者さんで、測定の指示が入っていない場合は、薬剤師が積極的に指示の必要性を提案いたします。	抗MRSA薬（バンコマイシン注射・テイコoplanin注射）に関しては、薬剤師の血中モニタリング（TDM）を行い、最適な投与量や投与間隔を医師に提案いたします。	令和7年度
	医薬品の安全性情報の周知	緊急度・重要度が高い安全性情報を入手した場合は、即日「薬局だより」を作成し、速やかに院内に情報を発信いたします。併用禁忌や特定の病態における禁忌に関する安全性情報を入手した場合は、電子カルテ上で注意喚起ができるよう対策を立て実行いたします。	月に1回以上「薬局だより」を発行し、特に新規採用薬に関する情報や通達すべき情報（禁忌の追加等の添付文書の改訂等）を掲載します。薬局だよりは電子カルテ上に掲示し、全ての電子カルテ端末からいつでも閲覧でき薬剤情報の確認ができるようにいたします。	令和7年度
放射線室	院内読影の運用サポート	検査依頼内容に対する適正な検査の選択、放射線医への相談、読影後の医師への連絡を積極的かつ迅速に行います。	検査指示医へ当日中にメール及び電話にて早期に連絡をいたします。また、読影依頼漏れについても抽出いたします。	令和7年度
栄養科	一般食の食事内容の検討	一般食（常食）について、管理栄養士が医師の包括的な指示を受けて、その食事内容の形態を決定または変更をいたします。	一般食の食事内容検討・提案・変更を実施いたします。	令和7年度
	治療食の提案促進	栄養室ミーティングにて食事オーダーと病名を確認し、特別治療食について医師に対しその食事内容や形態を提案いたします。	治療食への提案を実施いたします。	令和7年度
臨床工学室	医療機器の効率的な中央管理と医療安全の確保	臨床工学技士による医療機器点検の充実、定期的なラウンドによる保守点検、トラブルの早期発見とその対応を行います。	対象の医療機器全台の点検を実施いたします。	令和7年度
	人工透析における機器操作及び管理	臨床工学技士による日常・定期点検の実施、保守管理の充実、トラブル時の対応を行います。	機器トラブル件数の減少を目指します。	令和7年度
医師事務作業補助者	各種文書作成の補助を強化	医師の補助が可能な書類を再検討し、補助範囲の拡大をいたします。	書類作成補助の介入率95%超えを目指します。	令和7年度
地域医療連携室	あじさいネット利用に関する補助	あじさいネット利用のための事務作業や患者さんへの説明を可能な限り、医師に代わって行います。	利用する患者さん全てに対して実施いたします。	令和7年度
診療情報管理室	DPCコーディングの補助	カルテとコーディングルールを確認し、適切な候補病名（選択肢）を医師へ提示します。	適切な選択肢を提案できるよう知識の習得を図り、効率よく確認を行います。	令和7年度
医事課	診療報酬請求の補助	・点検システムを活用し、チェック後の点検エラー部分を重点的に確認いたします。 ・日々の診療終了時に傷病名の不足、処方内容の疑義などが発生した際は医事課側から調べた内容を候補として医師へ提案いたします。 ・診療録の記載について、診療の都度記録漏れや誤りがない様に正しい情報を提供いたします。	診療報酬請求のチェック時間短縮を目指します。また、カルテとレセプトの整合性を図ります。	令和7年度
イ.医師の勤務体制等に係る取り組み				
医師の雇用		腎臓内科、消化器内科、泌尿器科、外科の医師確保を目指します。	各1名の医師確保を目指します。	令和7年度
勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施		1週間（日曜日～土曜日）に1回の宿直となっているかのチェックや連続での宿直予定とならない勤務表作成を徹底いたします。	週に2回以上の宿直とならないこと、連続宿直の該当者を発生させない様徹底いたします。	令和7年度
予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮		翌月の勤務表作成時に手術予定を確認し、手術前日の日が宿直とならないように作成いたします。	宿直明けは予定手術を発生させない様徹底いたします。	令和7年度
当直翌日の業務内容に対する配慮		・長時間勤務をチェックし指導いたします。 ・予定を立てる際から当直翌日の勤務チェック（最低でも午後休み）を徹底いたします。	宿直翌日は休み又は午後休みを徹底いたします。	令和7年度

当院ご利用の皆様へ

当院では勤務する医療従事者の負担の軽減と処遇の改善に取り組んでおります。

当院ご利用の皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

令和7年度 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に対する計画

作成：令和7年4月（修正：令和 年 月）

項目	計画項目	取り組み内容	目標及び達成への具体的な手法・行動	達成年次
ア.業務量の調整	時間外労働が発生しないような業務量の調整	業務が個人に偏らないような業務分配、委員会業務による負担での残務が発生しないように業務量を調整いたします。	業務の役割分担を行い、記録については電子カルテ内のテンプレート等、システムの活用により記録の効率化を図ります。	令和7年度
イ.看護職員と多職種との業務分担				
看護部	看護補助者の配置	看護補助者への業務移譲等、業務範囲の見直しを行います。	補助者の確保を維持し、看護職員の時間外労働削減（1人あたり年間平均21時間以下）を目指します。	令和7年度
	看護学生の配置	看護学生を病棟の状況により配置いたします。	業務ひっ迫による時間外労働削減を目指します。	令和7年度
薬剤室	服薬指導	薬剤師が服薬指導を通じて把握した内容は、必要に応じて医師や他スタッフへ情報提供を行います。	服薬指導の内容は電子カルテに記載し、情報の共有化を図ります。退院時には必要に応じて家族や施設職員を含めて服薬指導を行います。	令和7年度
	持参薬の管理	薬剤師が持参薬に関する業務は全て責任を持って行います。（持参薬調べ、指示受け、調剤、監査、払出、持参切れへの対応、持参薬の保管・返却、退院時の残薬調整）	後発品で院内に採用が無い薬も多いため、当院処方薬に比べ、より注意を払って管理を行います。薬剤師が持参薬に関する全ての業務を行い、持参薬に関するインシデントを無くすよう努力いたします。	令和7年度
	病棟薬剤の在庫管理	救急外来・各病棟の在庫薬剤に関しては、毎日数を確認します。薬剤が使用されている場合は、処方箋や指示表と薬剤の内容・数量を確認の上、相違が無ければ補充を行います。手術室に関しては、手術毎に麻薬・毒薬・カートの薬剤の補充を行います。	期限切れの薬剤が患者さんに使用されることのないよう、院内各部署に配置している全ての薬剤の使用期限の確認を、年3回(1月、5月、9月)行います。また、必要な場で薬剤がすぐに使用できるよう病棟配置の薬剤の補充を遅滞なく行います。	令和7年度
	抗がん剤の処方監査・調剤・ミキシング	施行できる化学療法のレジメン（治療計画）は、事前に登録されたものに限定します。登録レジメンは薬剤室で管理し、個人で修正できないものとしております。	注射による抗がん剤を投与する全ての入院患者さんに対して、薬剤師が抗がん剤の処方監査・調剤・ミキシング（薬剤の混合）を実施いたします。また、登録レジメンは電子カルテを活用し情報共有を図ります。	令和7年度
	医薬品の安全性情報の周知	緊急度・重要度が高い安全性情報を入力した場合は、即日「薬局だより」を作成し、速やかに院内に情報を発信いたします。併用禁忌や特定の病態における禁忌に関する安全性情報を入力した場合は、電子カルテ上で注意喚起ができるよう対策を立て実行いたします。	月に1回以上「薬局だより」を発行し、特に新規採用薬に関する情報や通達すべき情報(禁忌の追加等の添付文書の改訂等)を掲載します。薬局だよりは電子カルテ上に掲示し、全ての電子カルテ端末からいつでも閲覧でき薬剤情報の確認ができるようにいたします。	令和7年度
	放射線室	検査前後の患者さん案内、必要時の電話連絡	放射線室スタッフによる外来患者さんの検査前後の案内や、検査から診療までをスムーズに行うための電話連絡を適時行い、看護職員の負担軽減に取り組みます。	対象患者さんに可能な限り実施いたします。また、情報収集を積極的に行うことで外来や病棟の状況を判断し、効率的に検査を行うよう努めます。
リハビリ科	RST（呼吸ケア）チームとしての動きを積極的に行い、看護計画内の呼吸ケア項目の一助になる	呼吸ケア計画に必要な情報（ベッド上のポジショニング（身体状態や頭部の位置、姿勢保持等）のチェック、呼吸ケア対応終了後の状態評価）を収集し助言を行います。	看護職員と一緒に出来る範囲内で呼吸ケア計画に介入していきます。	令和7年度
	リハビリ送迎はリハビリの一環として実施し、看護の移送業務の軽減を図る	ベッドの起居等よりリハビリとして介入していきます。	基本動作の改善を図っていきます。	令和7年度
栄養科	食事形態の変更について提案・検討・オーダー変更	多職種で摂取量や食事形態など情報共有し、患者さんに適した食事を検討、提案、食事オーダーを変更いたします。	提案、食事オーダー変更を実施いたします。	令和7年度
	食物アレルギー及び嗜好調査	食物アレルギーの程度や嗜好で食べれない物の聞き取りを実施対応いたします。	アレルギーの聞き取りと嗜好調査を実施いたします。	令和7年度
臨床工学室	医療機器の効率的な中央管理と医療安全の確保	臨床工学技士による医療機器点検の充実、定期的なラウンドによる保守点検、トラブルの早期発見とその対応をいたします。	医療機器のマニュアル整備・改定を進め、医療安全の確保に努めます。	令和7年度
ウ.看護補助者の配置	看護補助者の夜間配置	夜間帯の業務を見直し、看護補助者への役割を増やすことで看護職員の負担軽減に取り組めます。	看護職員の業務量を減らし、時間外労働2%削減を目指します。	令和7年度
オ.多様な勤務形態の導入	多様な勤務形態の導入	多様なニーズに対応した勤務形態、パートタイム看護要員の活用をいたします。	安定した雇用の維持を目指します。	令和7年度
カ.妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	夜勤の減免制度	夜勤が困難な場合には申し出により調整・実施いたします。	申し出に対して100%実施を目指します。	令和7年度
	休日勤務の制限制度	連続勤務は週6日勤務以内とし、日・祝日の休日取得に取り組めます。	月1回は確実に日曜日又は祝日での休み取得を目指します。	令和7年度
	半日・時間単位休暇制度	院内就業規則にある時間単位年休の活用、半日勤務活用で子育て支援に取り組めます。	周知のうえ、申し出に対して積極的に活用をいたします。	令和7年度
	所定労働時間の短縮	院内の育児介護休業等に関する規則（1日6時間勤務への短縮）により、申し出により活用いたします。	規則の周知、申し出に対して積極的に活用をいたします。	令和7年度
	他部署等への配置転換	家庭との両立が困難な場合を考慮し、業務分担、委員会活動の役割軽減、時短勤務活用、夜勤軽減や夜勤のない部署への配置転換を行います。	希望による配置転換を考慮します。時間外労働の削減により家庭への負担減を目指します。	令和7年度
キ.夜勤負担の軽減	夜勤従事者の増員	夜勤専従者の育成を行い、夜勤専従者の業務の役割を増やすことで看護職員の負担軽減に取り組めます。	夜勤専従者の育成を強化し、夜勤専従者も患者さんの担当看護師として業務を行えるよう努力いたします。	令和7年度
	月の夜勤回数の上限定	毎月の夜勤回数、時間管理を徹底します。必要に応じて人事異動も考慮いたします。	夜勤は月6回以内に徹底いたします。	令和7年度